

第2章 免許状の取得方法

9 特別支援学校自立活動教諭免許状

次の免許状に係る特殊教育教員資格認定試験に合格した者は、それぞれの免許状の授与を受けることができます。

(免許法第17条の2、同法施行規則第63条の2・65条の2)

免許状の種類	内容
特別支援学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	聴覚障害教育
	肢体不自由教育
	言語障害教育